

誓約書

年 月 日

常総市長 殿

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

⑨

私は、令和 年 月 日から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17律第123号。）の規定及び常総市障害者等日常生活用具費支給等事業実施要綱（平成18年告示第73号。）の規定に基づく、日常生活用具の販売又は貸与及び日常生活用具費の支給を行う際の代理受領等の履行について、次のとおり誓約します。

- 1 私は、常総市の発行する障害者等日常生活用具費支給券の交付を受けた障害者等（以下「支給対象障害者」という。）と日常生活用具の販売について契約を締結する場合は、支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とします。
- 2 私は、日常生活用具費の支給を行うときの代理受領に際し、当該支払をした支給対象障害者に対し、領収証を交付します。
- 3 日常生活用具の引き渡し後、私の責に帰すべきものまたは初期不良等と認められる瑕疵があった場合は、無料で取替え、または修理を行います。ただし、災害等による毀損、支給対象障害者等の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損あるいは不適合、または引渡し後9ヵ月を超えて生じた破損あるいは不適合の場合についてはこれを除きます。
- 4 私が、偽りその他の不正の手段によって日常生活用具費の支給を受けたとき、または関係法令等の規定に違反したときは、常総市からの請求に基づき、当該支給額の全部又は一部の返還に応じます。